

熊本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化
に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改
正について

熊本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法
律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関す
る法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条
例

熊本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法
律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年条例第70号）の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関す
る法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第10条第1項」
を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成
19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項」に改め、同条中「法準則」
を「工場立地法準則」に改める。

第3条の表備考第1項中「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域につい
ての区域の区分ごとの基準（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業

省、国土交通省告示第2号)に規定する」を「法第9条第2項の規定により公表された基準に定める区域の」に改め、同表備考第2項中「企業立地促進法第7条第1項」を「法第6条」に、「重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改める。

附則第2項及び第3項中「法準則」を「工場立地法準則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の規定は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日から適用する。

（提出理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。